

# 第37回「日本一の芋煮会フェスティバル」 YAMAGATA味比べゾーン

---

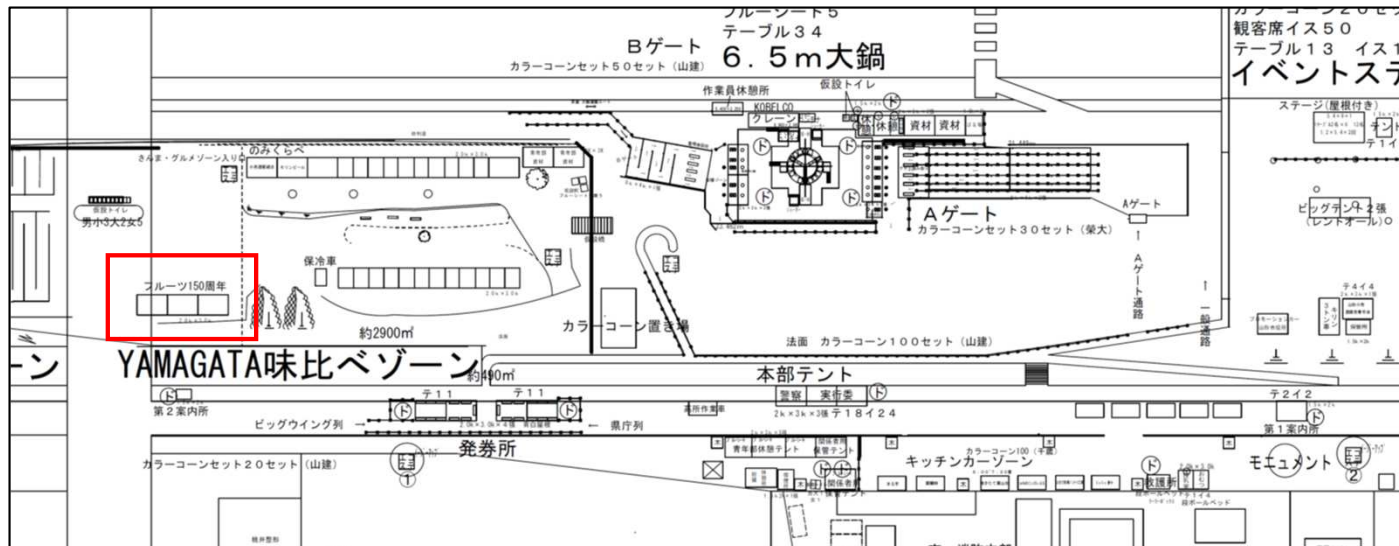
## やまがたフルーツ150周年ブース内 出店要領

# イベント概要

## ■日時及び会場

・令和7年9月14日（日） 山形市馬見ヶ崎河川敷

## ■YAMAGATA 味比ベゾーン及びフルーツ150周年ブース位置



## ■フルーツ150周年ブースイメージ



## ■備品一覧

|        |                     |                            |
|--------|---------------------|----------------------------|
| ブースサイズ | 間口2,700mm×奥行3,600mm | テントの持込みは不可                 |
| 横幕（白）  | 2間×2 1.5間×1         | 三方を囲います                    |
| 長テーブル  | 1台                  | 追加は要相談                     |
| パイプ椅子  | 2脚                  | 必要ない場合は返却可です               |
| 電源     | あり                  | 発電機対応となります<br>※200Vの場合は要相談 |

# 募集について

## ■ 募集内容

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 募集数  | 4店舗                                                                          |
| 募集内容 | ①スイーツ又はドリンクの販売<br>(うち 1 品は県産フルーツを使用してください)<br>【例】アイス・かき氷、フルーツサンド、ゼリー、スムージー 等 |
|      | ②県産フルーツの販売<br>【例】りんご・もも・ブドウなどの販売                                             |

## ■ 出店の申込資格

1) 県内に店舗又は事務所を有する事業者・団体であること。

2) 次のいずれかに該当しないこと。

- ①公序良俗に反すること。
- ②政治的目的や特定の宗教、思想等のPRを目的とすること。
- ③反社会的勢力に所属する個人・団体であること。

3) イベントからの暴力団関係者の排除

- ①県内で行われるすべての祭典において暴力団関係者を排除しており、暴力団関係者からの出店申請は受付できません。
- ②暴力団関係者であることが判明した場合及び暴力団関係者を出店準備や営業に従事させたり、あるいは出店場所付近に待機させる等、実質的に暴力団関係者が関与していると認められた場合には、出店許可を取り消します。

4) 酒類の販売は不可

会場での酒類販売はエリアを限定して行うため、今回募集を行います「150周年ブース内」での酒類の販売は禁止とさせていただきます。

## ■ 出店の申込締切日

・令和7年8月27日（水）15時00分【必着】

## ■ 出店者の決定について

・各事業者・団体からの申込内容を確認の上、事務局側において出店者を決定し、速やかにご連絡いたします。

## ■ 雨天・荒天時の対応

・日本一の芋煮会は雨天決行ですが、荒天時は中止となります。中止時は、当日の現場責任者に電話でご連絡いたします。

# タイムスケジュール

|                 |       |                                             |  |               |  |
|-----------------|-------|---------------------------------------------|--|---------------|--|
| 9月14日<br>イベント当日 | 6:00  |                                             |  |               |  |
|                 | 6:30  | 搬入可能時間<br>会場までの<br>車両乗り入れ可<br><br>(車両は退出完了) |  | 会場の<br>車両通行止め |  |
|                 | 7:00  |                                             |  |               |  |
|                 | 7:30  |                                             |  |               |  |
|                 | 8:00  |                                             |  |               |  |
|                 | 8:30  | 販売                                          |  |               |  |
|                 | 9:00  |                                             |  |               |  |
|                 | 10:00 |                                             |  |               |  |
|                 | 11:00 |                                             |  |               |  |
|                 | 16:00 | 撤去・退出準備                                     |  | 車両通行止め<br>解除  |  |
|                 | 16:30 | 車両乗り入れ/搬出/退出                                |  |               |  |
|                 | 17:00 |                                             |  |               |  |

- 進入・駐車許可証は各出店者様1枚のみです
- 複数台数になる場合は、2台目以降は近隣有料駐車場をご利用ください
- 車両を乗り入れない搬出入を推奨します

## ■ 搬入経路

Aの位置から河川敷に侵入し、双月橋の下をくぐってすぐがブース位置です。



## ■ 駐車場位置

搬入した位置から同じ経路で戻り、対岸へ移動して図の位置へ駐車して下さい。



**会場周辺は通行止め区間となりますので、必ず許可証を掲出して移動して下さい。**

## 1) 保健所からの指導

- ・テントでの臨時飲食店の営業許可の場合、原則、会場での食材のカット等の調理は認められておりませんので、ご注意ください。
- ・山形市では営業許可証の掲示義務があります。当日忘れずにお持ちください。
- ・飲食物は、食中毒を発生させないよう十分配慮してください。保健所等による改善指導があった場合は、その指示に従って下さい。（イベント当日も、保健所職員の立ち入り検査が入る場合があります。）
- ・火器・危険物の使用については、山形市消防本部からの火災予防等の留意事項を遵守してください。

### ■ 保健所や消防署の指導・手続きについて

・臨時飲食店（保健所）の営業許可証を掲示し、食品の適切な取扱や、従事者の健康管理の徹底をお願いします。テントでの出店者は、山形市保健所へ臨時飲食店の営業許可申請が必要ですので、各自申請してください。

【申請先】山形市保健所 生活衛生課 食品衛生係  
（所在地：山形市城南町1-1-1 霞城セントラル4階）  
（電話：023-616-7280 / FAX：023-616-7282）

## 2) 事故防止及び責任について

- ・出店者は、搬入・搬出、出店、撤去などを行う際には、事故防止に十分努めてください。
- ・会場の保全・管理・秩序の維持や来場者の安全に支障があると主催者が認めた場合は、必要な対策を要請し、出店の取り止めに要請する場合があります。この場合に掛かる費用について主催者は負担いたしません。
- ・販売行為に係る保安全管理は、出店者が責任を持って行ってください。また、天災、その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷など以下同じ）については、主催者は責任を負いません。
- ・出店者自身の行為により発生した事故については、当該出店者が責任を負うこととします。
- ・主催者は荒天時や風水害などの天災、その他の不可抗力の原因により開催期間を変更又は開催を中止する場合があります。また、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は補償いたしません。

## 3) 禁止行為

- ① 他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品の携帯及び行為。
- ② 会場内に動物を伴うこと。
- ③ テント内及び会場内での喫煙。
- ④ 工作物及び物品の破損、又は破損の恐れのある行為。
- ⑤ 寄付金品の募集、承認を受けないでの飲食物等販売及び提供を行うこと。
- ⑥ 出店権の譲渡、転売。
- ⑦ その他会場の管理上支障があると認められる行為。

# 申込書送付先

1. ブース出店申込書（出店者情報）
2. ブース出店申込書（出品メニュー情報）
3. 誓約書

上記3点を記載漏れが無いかご確認のうえ、下記送り先まで送付をお願いいたします。  
メール及びFAXにてお願いいたします。電話では受付いたしません。

|               |     |                                                        |
|---------------|-----|--------------------------------------------------------|
| 申込み締切日        |     | 令和7年8月27日（水）15時00分【必着】                                 |
| 送付先<br>（どちらか） | FAX | 023-641-2163                                           |
|               | メール | s-hashimoto@y-ab.co.jp                                 |
| お問合せ先         |     | 【業務委託会社】<br>株式会社 山形アドビューロ<br>担当／橋本・中村（電話 023-641-2160） |

## 決定通知の送付

決定通知は9月1日（月）に送付いたします（FAXもしくはメール）。  
通知が届かなかった申請者については今回は見送りとなります。  
ご了承ください。